

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 農林水産省

27年度成立予算における政策評価体系図 【26年度政策評価実施計画(26年4月策定)】(注3)	
上位レベル (注1, 2)	
中位レベル (注1, 2)	
下位レベル (注1, 2)	
I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。	
1. 食料の安定供給の確保	
(1) 食の安全と消費者の信頼の確保	
(2) 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化	
(3) 食品産業の持続的な発展	
(4) 総合的な食料安全保障の確立	
2. 農業の持続的な発展	
(1) 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進	
(2) 優良農地の確保と有効利用の促進	
(3) 農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備	
(4) 持続可能な農業生産を支える取組の推進	
3. 農村の振興	
(1) 農業・農村における6次産業化の推進	
(2) 都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興	
(3) 農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全	
4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	
(1) 森林の有する多面的機能の発揮	
(2) 林業の持続的かつ健全な発展	
(3) 林産物の供給及び利用の確保	
5. 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	

28年度概算要求における政策評価体系図 【27年度政策評価実施計画(27年7月策定)】(注4)		政策評価調書番号
上位レベル		
中位レベル		
下位レベル		
I. 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。		
1. 食料の安定供給の確保		
(1) 国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保		①
(2) 幅広い関係者による食育の推進と国産農産物の消費拡大、「和食」の保護・継承		②
(3) 生産・加工・流過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓		③
(4) グローバルマーケットの戦略的な開拓		④
(5) 様々なリスクに対応した総合的な食料安全保障の確立		⑤(※)
2. 農業の持続的な発展		
(1) 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保等		⑥
(2) 担い手への農地集積・集約化と農地の確保		⑦
(3) 構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進		⑧
(4) 需要構造等の変化に対応した生産・供給体制の改革		⑨
(5) 戦略的な研究開発と技術移転の加速化		⑩(※)
(6) 先端技術の活用等による生産・流通システムの革新等		⑪
(7) 気候変動に対する緩和・適応策の推進及び生物多様性の保全・利用		⑫(※)
(8) 農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション		⑬
3. 農村の振興		
(1) 地域コミュニティ機能の発揮等による地域資源の維持・継承等		⑭
(2) 多様な地域資源の積極的活用による雇用と所得の創出		⑮
(3) 多様な分野との連携による都市農村交流や農村への移住・定住等		⑯

政策評価調書(政策評価体系図)

(1)水産資源の回復
(2)漁業経営の安定
(3)漁村の健全な発展
6. 横断的に関係する政策
(1)農林水産分野の研究開発
(2)農林水産分野の地球環境対策
(3)政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
(4)農林水産行政の適切・効率的な実施

4. 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展	
(1)森林の有する多面的機能の発揮	⑰
(2)林業の持続的かつ健全な発展	⑱
(3)林産物の供給及び利用の確保	⑲
5. 水産物の安定供給と水産業の健全な発展	
(1)水産資源の回復	⑳
(2)漁業経営の安定	㉑
(3)漁村の健全な発展	㉒
6. 横断的に関係する政策	
(1)政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進	㉓(※)

※:総合評価を行う政策分野

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 27年度政策評価体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 28年度において実施することが予定されている政策評価体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、28年度の新規の政策及び前年度政策評価体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。